

第2次坂祝町自殺対策計画(案)について **【概要】**

【計画策定の趣旨】

「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」を目指し、自殺対策を総合的に推進していくため、第2次坂祝町自殺対策計画を策定します。

【計画の位置づけ】

自殺対策基本法第13条の規定に基づき、坂祝町の状況に応じた自殺対策の施策を策定します。上位計画である「第7次総合計画」や地域福祉計画などの関連計画と整合性を持ち、自殺対策に関連する他の計画と連携を図ります。

【計画の期間】

令和6年度から令和11年度の6年間とします。

【計画の数値目標】 自殺者数を4人以下にする。

平成30年～令和4年（現状値）	令和6年～令和10年（目標値）
4人	4人以下

※令和6年～令和10年の結果をもとに、令和11年度に評価を行います。

【自殺対策の取組体系図】

